

第4章 目標の実現に向けた取組

I 環境への負荷が少ないまちづくり	
(1) 安全で健やかな生活環境を守ります	
①きれいな空気の確保	14
②きれいな水の確保	16
③静穏の保持	18
(2) ごみの適正処理と3Rを進めます	
①廃棄物の適正処理の徹底	20
②3Rの推進	22
(3) 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます	
①省エネルギー・新エネルギーの普及	24
II 良好な環境を創造するまちづくり	
(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります	
①都市緑化、水辺の再生	26
②人と自然のふれあいの確保	28
(2) 環境をいかす産業を育てます	
①農林水産業の基盤整備と担い手の育成	30
②新たな産業の育成	32
③地産地消の推進	34
(3) みんなに優しい交通環境をつくります	
①良好な自動車交通の推進	36
②多様な交通手段の確保	38
III みんなで考えみんなが築くまちづくり	
(1) 環境教育・環境学習を広げます	
①環境教育・環境学習の浸透	40
(2) 自主的な取組と協働の輪を広げます	
①自主的な取組と協働の輪の拡大	42

■「満足度指標」及び「進捗管理指標」の基準年度値と現状値について

- 1 市民アンケートを基にしたもの
防府市総合計画の進捗管理のために実施しているものです。
調査は平成22年度と平成26年度に行われています。
- 2 環境意識調査を基にしたもの
 - (1) 満足度
市民、事業者の回答を合計した数値を基準年度値及び現状値としています。
 - (2) 意識度
市民と事業者それぞれの回答を基準年度値及び現状値としています。

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

きれいな空気の確保

現状と課題

大気汚染については、ばい煙、粉じん等の規制が続けられていますが、大気環境の状況は、望ましい状況に達しておらず、今後も規制、監視・測定を続けるとともに、より幅広い対策を講じる必要があります。

また、ダイオキシン類対策、シックハウス対策などに向けた化学物質の適正管理や悪臭対策についても、規制が続けられていますが、配慮に欠けた事業活動などによる公害苦情が発生しています。

これらの問題は、より身近な場所が発生源となることが多く、また、影響の受け方に個人差があることから、問題に関する理解を深めることが必要となっています。

さらには、近年北東アジアの大気環境の悪化を背景とした、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の汚染物質の越境が問題となっており、正確な情報の把握や、注意喚起情報の速やかな周知が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、自らが発生させる大気汚染物質、悪臭、人に悪影響を与える化学物質の飛散を最小化するとともに、周囲への影響に注意を向けることにより、「きれいな空気の確保」を図ります。

市民の取組

- どんど焼き、バーベキューなど、一過性の燃焼行為であっても、周囲への影響を考慮します。
- ペットの臭いが周囲の迷惑にならないよう配慮します。
- 塗料、接着剤など家族や周囲に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品は、適正に使用、保管します。

事業者の取組

- 農林水産業を営む上で、やむを得ず行う廃棄物の焼却であっても、周囲への影響に配慮します。
- ばい煙、粉じんの発生にあたっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪臭の発生について、法令を遵守するとともに、その防止を図ります。
- 悪臭の発生のおそれがある事業場等の設置にあたっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 揮発性有機化合物を扱う際は、適正に使用・管理します。

市の取組

- 県と協力し、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の発生施設を監視するとともに、大気環境状況を注視します。
- 市ホームページ等により、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、光化学オキシダントに関する情報の提供を行うとともに、県から発令される注意喚起情報の速やかな周知に努めます。
- 悪臭に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、その防止を図ります。
- 県と協力し、ダイオキシン類対策に向けた適正な焼却炉利用やアスベストを含む建設材の適正処理などについて、監視・指導に努めます。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 大気汚染、悪臭などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 化学物質による人の健康や生物の多様性に有害な影響について、その情報の収集と提供に努めるとともに、注意が必要な製品の適正な使用、管理の周知を図ります。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている	63% (H23)	68%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気をつけている	市民意識度	81% (H23)	85%	95%
ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	57% (H23)	62%	70%
市による大気関係の測定回数 (年間)	市事業成果	10 検体 (H22)	9 検体	10 検体
市による悪臭の測定回数 (年間)	市事業成果	17 検体 (H22)	30 検体	30 検体

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○ 適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

きれいな水の確保

現状と課題

水質汚濁については、特定の排水処理施設への規制や、下水道の整備と浄化槽の普及による生活排水の衛生処理率の向上により環境への負荷は低減されてきており、佐波川の水質が望ましい状況にあるなど、一定の改善を見せていますが、海域については、一部で環境基準を達成していないなど、対策の継続が必要な状況にあります。また、身近な河川・水路での、悪臭の発生や生物の生息・生育への悪影響に端を発する水質に関する公害苦情が発生しており、きめ細かい対策の重要性も高まっています。

地下水をはじめとする水環境への影響が大きい土壤汚染については、一部の地域でテトラクロロエチレンによる汚染が引き続き確認されています。その他の地域では、問題が確認されていませんが、問題が潜在している可能性があることから、土地利用者等による土壤汚染状況の把握が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常生活・事業活動に伴う排水の浄化を図るとともに、水質と土壤の汚染状況を確認することにより、「きれいな水の確保」を図ります。

市民の取組

- 公共下水道区域では水洗化に、公共下水道区域外では浄化槽の設置に努めます。
- 設置した浄化槽は適正に管理します。
- 調理くずや使用済み食用油は流さず適正な処理に努めます。
- 洗剤は量を量って正しく使うよう努めます。
- 飲用井戸の利用にあたっては、定期的な水質検査を行います。
- 悪臭の発生防止のため、身近な河川・水路の清掃に努めます。
- 土地の売買、造成等にあたっては、土壤の汚染状況の確認に努めます。

事業者の取組

- 排水にあたっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品（農薬、化学肥料、洗剤等）の使用にあたっては、水質、土壤の汚染防止を図ります。
- 地下水の採取にあたっては、持続的な利用に向けた配慮を行います。
- 地下水の利用にあたっては、適切な水質検査を行います。
- 土地の売買、造成等にあたっては、土壤の汚染状況の確認に努めます。

市の取組

- 県と協力し、特定の排水施設を監視するとともに、水質の環境状況を注視します。
- 県と協力し、地下水や土壌の汚染状況の把握に努めるとともに、土地所有者等による土壌汚染調査の促進を図ります。また、地下水汚染等が判明したときは、汚染原因を調査し、汚染物質の除去及び汚染の拡散防止を図ります。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 水質汚濁、土壌汚染などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 下水道普及率を高めるため、管渠敷設事業の継続などによる公共下水道設備の整備を進めます。
- 下水道設備の継続的な安定利用のため、適正な維持管理と老朽化設備の更新を行うとともに、下水道長寿命化計画に基づく設備の長寿命化によりライフサイクルコストの最小化を図ります。
- 住居用浄化槽の設置に対し、補助金を交付するなど、その促進を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
海や川のきれいな水が保たれている	58% (H23)	67%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
洗剤は適量を量るなど生活廃水の汚れに気をつけている	市民意識度	82% (H23)	84%	95%
排水にあたっては、水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している	事業者意識度	67% (H23)	69%	80%
所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している	事業者意識度	52% (H23)	52%	65%
市による水質関係の測定回数(年間)	市事業成果	96 検体 (H22)	88 検体	100 検体
公共下水道整備率	市事業成果	73% (H22)	80%	100%
浄化槽設置基数(年間)	市事業成果	157 基 (H22)	174 基	220 基

関連施策(第四次防府市総合計画における施策)

- 環境保全対策の推進、○環境衛生の推進、○上下水道の整備

関係計画

- 防府市公共下水道事業計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

静穏の保持

現状と課題

私たちが日常の生活と事業活動に求める静穏を阻害する騒音と振動は、同じく日常の生活と事業活動の中から発生しています。法令上の規制等により、特定の施設や建設作業、さらには航空機における騒音・振動対策は、着実に図られていますが、一時的に発生する大きな騒音・振動や鉄道騒音、低周波騒音などの問題により、騒音・振動に係る公害苦情が引き続き発生しています。

その一方、生活様式と価値観の多様化が進む中、それぞれが求める静穏の程度等についても多様化しており、騒音・振動に係るトラブルの解消に向けては、地域内におけるコミュニケーションの活発化による相互理解が必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常の生活・事業活動で発生する騒音・振動を抑制するとともに、お互いの生活と事業活動への理解に努めることにより、「静穏の保持」を図ります。

市民の取組

- テレビ、ピアノなどの音について、周辺への影響に配慮します。
- ペットは鳴き声などが迷惑にならないよう、適切に飼育します。
- 夜間勤務や、介護、育児などによる多様な生活様式について、隣近所とのコミュニケーションを通じ、相互理解を深めます。

事業者の取組

- 騒音・振動の発生する施設、作業について法令を遵守するとともに、騒音・振動の防止に努めます。
- 騒音・振動の発生のおそれがある事業場等の設置にあたっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 騒音・振動に対する感覚的な影響への配慮に向け、隣近所とのコミュニケーションを大切にします。

市の取組

- 騒音調査を実施し、実態の把握を行います。
- 県と協力し、航空機騒音及び新幹線騒音の調査を実施し、実態の把握を行います。
- 騒音・振動に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、騒音・振動の防止を図ります。
- 規制地域内における規制基準の遵守状況について監視・指導を行います。
- 特定の施設及び建設作業について適正な届出が行われるよう確認・指導します。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 騒音・振動に関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
日常生活に必要な静穏が保たれている	67% (H23)	66%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気をつけている	市民意識度	90% (H23)	93%	95%
恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	54% (H23)	64%	65%
騒音・振動の発生する作業を行う場合には、近隣への声かけを行っている	事業者意識度	61% (H23)	66%	75%
市による騒音・振動の測定回数(年間)	市事業成果	26回 (H22)	30回	30回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

1 環境への負荷が少ないまちづくり (2) ごみの適正処理と3Rを進めます

廃棄物の適正処理の徹底

現状と課題

廃棄物の多くは、市による一般廃棄物の収集・処分や、生産者、販売者による回収・処分、さらには産業廃棄物におけるマニフェスト制度の浸透などにより、環境への負荷が低減された適正な方法で処理されています。

また、平成26年4月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入、事業系廃棄物の適正処理の強化等を行い、廃棄物の適正な処理についての周知活動を積極的に展開しています。

その一方、不法投棄や違法な野焼き（廃棄物の屋外燃焼行為）といった不適正処理は、依然として発生しており、また、ごみの出し方のルール・マナー違反も見受けられます。

廃棄物の適正な処理には、多くの負担（経費と労力）を必要とします。このことを再認識し、これからも廃棄物の適正な処理について、市民・事業者・市が公平な負担の下、それぞれの役割を果たしていくとともに、その負担を免れ、環境への負荷を増加させる不適正処理が行われないよう、厳しく監視する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、廃棄物の適正な処理に係る自らの役割を果たすとともに、不適正処理の防止に努めることにより、「廃棄物の適正処理の徹底」を図ります。

市民の取組

- ごみを出すときは、市や地域のルールを守ります。
- 違法な野焼きは行いません。
- 市が実施するポイ捨て防止等に関する施策に協力し、外出する際は、ごみ袋等を持参し、ごみを持ち帰ります。
- 所有する土地は、不法投棄等の被害にあわないよう適切な管理に努めます。
- 不法投棄等を発見した際には、警察、県、市への通報に努めます。

事業者の取組

- 廃棄物は排出者の責任において、適正に処理します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適正に処理します。
- 製品は、適切な処分方法を確認した上で、製造・販売するよう努めます。

市の取組

- 適切なごみの搬出ルールや搬入基準について、市民、事業者への周知と収集運搬許可業者等への指導により、その徹底を図ります。
- ごみ集積施設を整備する自治会に対し補助を行い、集積場所の美化と収集業務の効率化を図ります。
- 収集車両の計画的な更新を行うとともに、民間委託による経費の抑制を図るなど、一般廃棄物の安全かつ継続的な収集を確保します。
- 一般廃棄物の最終処分場については、埋立て量の将来予測に基づき、効率的な堰堤工事を実施します。
- し尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者の指導監督に努め、適切な収集体制を確保するとともに、公共下水道の普及状況に応じた、適正な処理と施設の維持管理を行います。
- 不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理を防止するため、市民、事業者、警察署、環境保健所と連携した監視・通報体制を整備します。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
ごみの処理が、適正に行われている	72% (H23)	77%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
ごみの出し方のルールを守っている	市民意識度	97% (H23)	97%	97%
製造・販売する製品・商品は、使用後の処分方法を確保又は把握している	事業者意識度	74% (H23)	75%	85%
ごみ集積施設整備事業補助金交付対象基数（年間）	市事業成果	114 件 (H22)	117 件	150 件
不法投棄禁止看板設置数（年間）	市事業成果	13 枚 (H22)	43 枚	50 枚

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 循環型社会の形成、○環境衛生の推進

関係計画

- 防府市ごみ処理基本計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり (2) ごみの適正処理と3Rを進めます

3Rの推進

現状と課題

本市における廃棄物の排出量は、指定ごみ袋制による家庭ごみの処理の有料化や、店頭回収の浸透のほか、平成26年度から開始した容器包装リサイクル法対象品目の完全実施を含む新たな分別収集により、家庭ごみの1人1日当たりの排出量は、減少傾向にあります。

しかし、更なる資源の循環利用並びに廃棄物処理に伴う負担及び環境への負荷の低減に向け、必要な取組を拡大していかなければなりません。

また、近年において広く浸透した再生利用(Recycle:リサイクル)については、資材としての再生利用(マテリアルリサイクル)が進んでおり、今後もその対象を増やすとともに、さらなる浸透を図ることが期待されています。

その一方、再生に要するエネルギーと経費の増大にも注意が必要であることから、エネルギー源としての再生利用(サーマルリサイクル)に取り組むほか、再生利用に比べ取組の遅れている廃棄物等の発生抑制(Reduce:リデュース)と再使用(Reuse:リユース)の推進にも重点を置き、廃棄物の減量化を推進する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、発生抑制、再使用、再生利用の対象を拡大するとともに、その優先順(①リデュース、②リユース、③リサイクル)を意識して、「3Rの推進」を図ります。

市民の取組

- 調理の工夫により野菜くずを減らす、過剰な注文は控えるなどして、食品ロスの減量に努めます。
- マイバック、マイ箸、マイボトルの利用などにより、使い捨て製品の使用を控えるよう努めます。また、ものは長く大切に使います。
- フリーマーケット、リユースショップを積極的に活用します。
- 再生資材を使用した商品を積極的に選択します。
- ごみの分別に積極的に取り組みます。

事業者の取組

- 事業の改善により原材料、資材、肥料などの最少化を図ります。
- 包装の簡素化に努めます。
- 長持ちする製品・商品の製造・販売に努めます。
- 原材料、資材、肥料、燃料などは、再生されたものを積極的に選択します。
- 不要となった製品・商品の回収とリサイクルに努めます。
- 部品交換、詰め替え、修繕などのサポート体制、リサイクルルート、使用している再生資材などの、製品・商品の情報を積極的に提供します。

市の取組

- 市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等を提供します。
- 「廃棄物減量等推進審議会」、「廃棄物減量等推進員」の制度を継続するなど、ごみの減量化に向けた体制の確保を図ります。
- 指定ごみ袋制による有料化を継続し、家庭系可燃ごみ排出量の抑制を図ります。
- 事業系一般廃棄物について、ごみ手数料の見直しや多量排出事業者への指導などの有効な施策を検討・実施し、その抑制を図ります。
- レジ袋の無料配布中止などによる使い捨て製品の抑制を通じ、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に関する意識の醸成を図ります。
- 焼却灰の全量セメント原料化、容器包装等の再商品化、新しいごみ処理施設によるバイオガス発電、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収、不燃ごみからの金属類の回収など、市による再生利用（リサイクル）を推進します。
- 分別収集の拡大のため、必要な収集・運搬体制を整備するとともに、市民、事業者への分別の周知を図り、協力を呼びかけます。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている	73% (H22)	85%	80% ↑

※8割の市民が満足していれば、目標を概ね達成しているものとして、満足度80%を基準にしています。実績が既に80%に達しており、さらに上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしています。

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
レジ袋や割り箸など使い捨て製品は出来るだけ使わないようにしている	市民意識度	78% (H23)	73%	90%
包装・梱包の簡素化に努めている	事業者意識度	70% (H23)	73%	80%
製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている	事業者意識度	63% (H23)	59%	75%
市によるリサイクル率	市事業成果	12% (H22)	23%	30%以上

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 循環型社会の形成

関係計画

- 防府市ごみ処理基本計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり

(3) 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます

省エネルギー・新エネルギーの普及

現状と課題

エネルギー資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給を目的として、依存度の高い石油の消費を少なくするための取組が長く行われています。

こうした中、東日本大震災を契機として国民のエネルギー利用に関する意識の高まりや地球温暖化対策を推進する観点から、消費するエネルギーそのものを少なくする省エネルギーの推進と、太陽光など自然から得られるエネルギーである新エネルギーの普及の重要性が特に高まっています。

省エネルギーの推進にあたっては、製造工場の省エネルギー化のほか、家電、自動車などの省エネルギー化が図られており、個々の製品では、エネルギー消費量は減少の傾向にあります。しかし、核家族化による世帯数の増加や高度情報化によるIT機器の増加などを背景に、家庭やオフィスなどを中心に、エネルギー消費の総量は増加しています。今後は、省エネルギー技術のさらなる進展とその普及、エネルギー消費を伴わない生活の知恵と習慣の再興などにより、社会全体が省エネルギー化されていく必要があります。

新エネルギーの普及については、本市の地理的、地形的な特徴から太陽光発電、太陽熱利用が普及の中心となっており、その拡大が期待されています。また、今後は、地中熱、バイオマス等の未利用エネルギーのほか、防災上の観点からも必要な分散型エネルギー供給システムについても、その活用と普及に向け、技術の進展等を注視する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、枯渇性エネルギーに依存しない方法を積極的に選択することにより、「省エネルギー・新エネルギーの普及」を進めます。

市民の取組

- 環境家計簿や、省エネナビゲーション、エコワットなどを利用し、エネルギー使用量の把握に努めます。
- 製品の使用方法の工夫により節電などの省エネルギー運動に取り組みます。
- 「省エネルギーラベリング制度」を参考にし、LED等の省エネルギー性能の高い商品を積極的に選択します。
- 生産、流通でのエネルギー消費の少ない旬の食材や地元の食材を積極的に選択します。
- 住宅における太陽光発電、太陽熱の利用に努めます。

○よしず、湯たんぽなどの昔ながらの知恵の再興と、緑のカーテンやクールビズ・ウォームビズなどの取組により、エネルギー消費の少ない生活への変換に努めます。

事業者の取組

- エネルギー消費量の把握と、設備、機器の更新によるエネルギー消費量の計画的な削減に努めます。
- 事業の改善によりエネルギー使用量の最少化を図ります。
- 省エネルギー性能の高い製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- 新エネルギーを利用する製品・商品の開発、製造、販売に努めます。

市の取組

- 公共施設に太陽光発電システムをはじめとした新エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー機器の導入等に努めます。
- 環境家計簿の利用などによるエネルギー消費量の見える化を促進します。
- 節電などの省エネルギー運動に関して継続的な啓発を実施するほか、イベント等の実施により省エネルギー運動のきっかけづくりを行います。
- 関連情報の提供等により、省エネルギー機器、新エネルギー機器の普及を促進します。
- 市民の快適で安全・安心な生活への配慮を前提として、太陽光発電システム等の設置に助成するとともに、時代に即した新エネルギーの導入支援を行ないます。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる	16% (H23)	38%	40%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
こまめな消灯など節電に心がけている	市民意識度	84% (H23)	84%	95%
エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている	事業者意識度	60% (H23)	64%	70%
省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている	事業者意識度	52% (H23)	52%	65%
新エネルギー導入等に関する補助金の利用件数	市事業成果	304 件 (H22)	197 件	200 件

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

II 良好な環境を創造するまちづくり

(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

都市緑化、水辺の再生

現状と課題

都市化の進展による緑の減少や河川・水路などの水辺に大きく手をいれることは、自然環境の変容を招くとともに、自然環境が持つ浄化作用や気候・自然災害の緩和、そして多様な生物の生息・生育といった多くの機能の不全が懸念されています。

また、少子高齢化や産業構造の変化により、河川・水路の機能の維持・保全に必要な管理が行なわれにくくなっている状況が見られることや、外来種の影響による在来種の減少・絶滅を防ぐ観点からも、緑地、河川等の適正な管理が求められています。

その一方、市街地においては、自然環境をかつての姿に復元することは現実的ではなく、また、適切な管理を行わず放置した場合は、結果として人や生物の生活環境を損ねることがあります。このため、計画的な整備・管理の下、緑地や水辺の再生を図ることが必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、都市にさまざまな形態や規模の自然的環境の整備と、その適正な管理を行うことにより、「都市緑化、水辺の再生」を図ります。

市民の取組

- 庭への緑の植栽や、プランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めます。
 - 地域、学校、団体などによる花いっぱい運動や緑化活動に積極的に参加します。
 - 除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。
 - 身近な動植物の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の飼育、栽培は控えます。
- また、ペットは最後まで責任を持って飼育します。

事業者の取組

- 敷地内とその周辺の緑化に努めます。
- 土地の造成等にあたっては、できる限り緑地を保全します。
- ライトアップなどの屋外照明については、動植物への影響にも配慮します。
- 緑化に貢献できる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。

市の取組

- 開発許可制度との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた土地利用を促進します。
- 街区公園、緑道、広場の緑化の整備を進めるとともに、既存の樹木を適正に管理します。
- 「防府市緑化推進委員会」と連携し、緑花祭の開催、苗木の無償配布など、市民・事業者による緑化活動の機会を提供します。
- 河川・港湾施設の整備にあたっては、親水空間の創出に努めます。
- 準用河川・普通河川等の適切な維持管理を行うことにより、河川機能の保全に努めます。
- 佐波川の環境保全を図るため、上下流の住民・自治体が協力して、森林ボランティアによる森林整備を進めます。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
利用しやすく、安らげる公園や緑地が整備されている	26% (H22)	36%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
身近な場所に草木や花を植えている	市民意識度	77% (H23)	79%	90%
店舗内・敷地内の緑化に努めている	事業者意識度	61% (H23)	57%	75%
記念植樹本数（延べ数）	市事業成果	1,120本 (H22)	1,410本	1,600本
森林ボランティアの参加人数 (年間)	市事業成果	325人 (H22)	418人	420人

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○公園・緑地の整備、○適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市緑の基本計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり

(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

人と自然のふれあいの確保

現状と課題

私たちは、恵まれた自然環境との交流を通じて、自然の摂理を学び、美意識や情操を養い、安らぎを得てきました。また、それらの経験により、自然の大切さを再認識することが、自然環境の再生に向けての取組につながっています。

さらに、近年の自然志向の高まりの中で、自然に親しみたいという人は増えており、その対象も原生的な自然環境だけではなく、干潟、草地、池沼などの身近な自然環境のほか、新たに創造された憩いの空間、さらには、農林水産業の現場などに広がっています。

しかし、私たちの生活・事業活動により減少・疲弊した自然環境は、十分に再生されておらず、自然とのふれあいの場や機会を積極的に増やしていくことが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、人と自然とが共生できる空間を整備するとともに、自然環境を旅行・レクリエーションや学習などの場にするにより、「人と自然のふれあいの確保」を図ります。

市民の取組

- 自然とふれあう場からは、ごみを持ち帰ります。
- 動植物のむやみな捕獲・採取、自然環境への外来種の持込みは行いません。
- 自然環境の保全、自然環境の中での学習などのイベントに積極的に参加します。
- 自然環境を体感する旅行を積極的に選択するとともに、その旅行先でのルールを守ります。
- レクリエーションの場には、自然と共生できる空間を積極的に選択します。

事業者の取組

- 社会貢献活動にあたっては、自然環境の再生に関する活動を積極的に選択します。
- 消費者が自然環境を体感する旅行などの商品の開発・販売に努めます。
- 自然とふれあう場となる店舗、宿泊施設などの設置に努めるとともに、その事業に伴う自然環境への影響を最小化します。

市の取組

- 森林公園、大平山山頂公園・山麓公園を良好な状態に整備・管理します。
- 海水浴場が快適に利用されるよう適正な運営・管理又は必要な支援を行います。
- 市営市民農園が利用者にとって快適な空間となるよう適切に維持・管理します。
- 市内外から訪れ参加する人にとって、魅力的なエコツーリズムを創出します。
- 「特色のある教育活動」において、稲作体験や農業体験など、自然とふれあう活動を行います。
- 自然環境等の地域資源を活用した生涯学習の場をつくります。
- 水辺の学校等、自然の中で行う参加型の環境調査を行います。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
自然とふれあえる場所やイベントが充実している	26% (H23)	28%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている	市民意識度	59% (H23)	50%	70%
自然に外来種を持ち込まないようにしている	市民意識度	78% (H23)	82%	90%
「水辺の学校」等の開催回数(年間)	市事業成果	0 回 (H22)	3 回	3 回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○公園・緑地の整備、○農業の振興、○林業の振興、
- 水産業の振興、○観光の振興

関係計画

- 防府市緑の基本計画、○第二次防府市観光振興基本計画

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

農林水産業の基盤整備と担い手の育成

現状と課題

農地は、水源涵養機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場でもある重要な自然環境です。また、森林も同様に水源涵養機能、防災機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場であるほか、二酸化炭素の吸収源となっています。

さらに、農林水産業の現場は、生産の場としてだけでなく、人と自然とのふれあいの場としても捉えられており、人と自然との共生においても必要な空間となっています。

このため、農地、山林、漁港、海・川を持続可能な方法で利用し、維持・管理している農林水産業者は、自然環境の保全者ともいえます。

しかし、農林水産業は、採算性の低下、産業構造の転換などの理由により、その持続性が危ぶまれています。今後も、農地、山林等の多面的な機能を維持するとともに、人と自然との共生に向けた先人の知恵と伝統を守っていくためには、農林水産業を活性化していくことが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自然環境と共生した農林水産業の持続的な発展のため、「農林水産業の基盤整備と担い手の育成」を図ります。

市民の取組

○食育、間伐材利用、魚介類の種苗放流イベントなどを通じて、農林水産業に関心を持ち、農林水産業への理解を深めます。

事業者の取組

- 用排水路、漁港、林道など必要な設備の維持管理に努めます。
- 事業規模の拡大、事業の効率化、販路の開拓など経営基盤の強化を図ります。
- 新規就業希望者への研修などには積極的に協力します。
- 有機栽培や減農薬栽培など消費者の安全・安心のニーズにあった生産に努めます。
- 遊休農地の管理にあたっては、景観植物の栽培、地域が利用する菜園化などに努め、住宅地域との交流を図ります。
- 造林、保育、間伐など森林の状況に応じた、適正な森林管理に努めます。
- 魚網、廃船などの適正な処分を行うとともに、海底清掃や浮遊物などの回収清掃、藻場の再生などに努め、水産資源の維持に向けた漁場の保全を図ります。

市の取組

- 農地、農家の現況を把握するとともに、その情報が有効活用されるよう整備します。
- 用排水路、農道、暗渠排水、樋門、水門、ため池等の維持・改良を促進します。
- 認定農業者、集落営農者、新規就農者に必要な支援を行います。
- 認定農業者等による経営規模の拡大を支援します。
- 鳥獣による農作物等への被害の防止を図ります。
- 市有林の現況を把握するとともに、必要な管理を行います。
- 森林管理巡視員制度を活用するとともに、必要な助成を行い民有林の保育を促進します。
- 造林、保育、伐採等に必要な林道を計画的に整備します。
- 漁港施設の機能保全計画に基づき、基盤整備の強化を図ります。
- 新規漁業就業希望者に対して研修などの支援を行います。
- 道の駅「潮彩市場防府」（水産総合交流施設）の活用を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状	確認年度 (H32年度)
農地が有効に利用され、適正に保全されている	14% (H23)	15% (H27年度)	35%
森林資源の保護育成や有効活用が行われている	15% (H22)	25% (H26年度)	35%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
農地利用集積割合（認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合）	市事業成果	25% (H22)	28%	50%
民有林造林面積（延べ面積）	市事業成果	4.2ha (H22)	4.2ha	10ha
小規模作業林道整備延長（延べ延長）	市事業成果	4,360m (H22)	4,856m	5,200m
漁港機能保全整備箇所数（延べ数）	市事業成果	0漁港 (H22)	2漁港	2漁港

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興

関係計画

- 防府市農業振興地域整備計画、○防府市鳥獣被害防止計画、○防府市森林整備計画

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

新たな産業の育成

現状と課題

産業革命以降の産業技術の発達は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくり、その結果、かつての深刻な産業型公害を引き起こすとともに、化石燃料、生物資源の枯渇が懸念されています。

しかし、現在においては、環境汚染からの回復や自然環境の再生、そして省エネルギー・省資源の実現について、産業技術の発達により達成されることが期待されています。

また、市域の自然環境のほとんどが、人の生活と密接な関係にある本市にとって、自然・生物等の地域資源の保全のためには、地域社会の維持が必須です。少子高齢化と産業構造の転換が進む中、地域の主体的・自立的な経済活動に向け、地域の特色と資源を活用した新たな産業振興が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、環境の保全に貢献する技術の発達とその普及や、自然・生物等の地域資源と共にある地域社会の維持のため、「新たな産業の育成」を図ります。

市民の取組

- 消費や消費者モニター制度などを通じて、環境の保全に貢献する新たな商品の普及に協力します。
- 地域の自然をいかした新産業への理解を深めます。

事業者の取組

- 環境の保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 地域の資源を再評価し、防府市ならではの製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 事業場の観光資源化には、積極的に協力します。
- 異業種との交流を活発化し、新たな事業展開の創出に努めます。
- 物流の効率化を図ります。
- 新たな事業の開始、事業の拡大にあたっては、地域の雇用の創出に努めます。

市の取組

- 防府ブランド“幸せます”の活用を促進し、地元製造品の地元普及率を向上させるための支援を行います。
- 公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地域資源を活用した新事業等の支援を行います。
- 市内中小企業に必要な助成を行い、その育成・振興を図ります。
- 企業の進出等を後押しする優遇措置や土地情報の提供を周辺市町に先駆けて実施し、企業立地による産業活力の向上を図ります。
- 重要港湾三田尻中関港について、「三田尻中関港港湾計画」に基づき、その整備と利用の促進を図ります。
- 地域資源を再評価し、本市の特性をいかす観光振興を図ります。
- ものづくり体験や見学の場、食の魅力などの創出を通じ、農林水産業をはじめとする産業と観光の連携を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
企業の生産活動が活発に行われている	22% (H22)	38%	50%
まちの資源をいかした、魅力的な観光地となっている	17% (H22)	27%	40%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている	事業者意識度	35% (H23)	47%	55%
企業誘致優遇措置指定件数（年間）	市事業成果	6件 (H22)	4件	5件
売れるものづくり事業による新製品開発着手等事業者数（延べ数）	市事業成果	15社 (H22)	37社	50社

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興、
- 広域交通ネットワークの整備

関係計画

- 防府市中小企業振興基本計画、○第二次防府市観光振興基本計画

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

地産地消の推進

現状と課題

農作物等の生産地から消費地への輸送に伴って発生する環境への負荷を指標化したフードマイレージに代表されるように、生産地と消費地のあり方による環境への影響については、以前から考えられてきました。

また、農作物の生産等に必要の水の移動を指標化したヴァーチャルウォーターなどにより、生産地のみならず、消費地から見た資源の消費と環境への負荷が明らかになってきており、食料・飲用水を含む世界的な資源不足の懸念が、私たちの日常生活や事業活動と関連していることを認識することが求められています。

さらには、直接的な人の健康や環境汚染への関心の高まりに伴う、消費者の商品に対する安全・安心へのこだわりに応えるためには、生産地、流通の可視化が重要です。

これらの状況の中、生産地と消費地のあり方については、公正かつ自由な経済活動が阻害されない範囲において、生産地と消費地の距離が最小化される地産地消を進めることが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、農作物、水産物をはじめとする地元の生産物を積極的に選択するとともに、地元消費者のニーズにあった生産に努めることにより、「地産地消の推進」を図ります。

市民の取組

- 地元の食材を積極的に選択します。また、食品の購入も地元の食材を使用したものを積極的に選択します。
- 地元で生産された商品を積極的に選択します。また、贈答品などでは、防府ブランドの商品を積極的に選択します。
- 地元の観光地、飲食店などの利用を通じ、防府の文化、特産物の再認識を図ります。
- 事業者との交流を通じ、事業者が消費者ニーズを届けます。

事業者の取組

- 原材料、資材等の調達にあたっては、地元産のものを積極的に選択します。
- 生産地、生産者等が消費者に見える生産、流通、販売を積極的に進めます。
- 市民との交流を通じた、消費者ニーズの把握に努めます。
- 環境保全活動、地域貢献活動とその公表による、地元での知名度の向上に努めます。

市の取組

- 公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地産地消を基本理念とした地場製品の販路開拓を促進します。
- 消費生活活動グループと協働し、生産者と消費者の交流事業を実施します。
- 安全・安心で新鮮な旬の地元農産物についての情報を発信します。
- 各種補助制度の運用にあたっては、市内事業者の育成を考慮します。
- 生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図るため、青果市場の適正かつ健全な運営を確保します。
- 食生活と食肉衛生の向上を図るため、と畜場の適正な管理・運営を確保します。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
地域の特性をいかした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる	56% (H22)	64%	80%
水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている	33% (H22)	45%	55%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
積極的に地元産の食材を購入している	市民意識度	73% (H23)	71%	85%
原材料、資材の調達にあたっては、積極的に地元産を選択している	事業者意識度	56% (H23)	56%	70%
生産者と消費者の交流活動等実施回数	市事業成果	20回 (H22)	29回	30回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興

関係計画

- 第二次防府市観光振興基本計画

II 良好な環境を創造するまちづくり (3) みんなに優しい交通環境をつくります

良好な自動車交通の推進

現状と課題

それぞれの移動先、用途にあった移動を容易にする自動車は、本市においても広く浸透した交通手段であり、今後もその利便性の高さから交通の中心であることが予想されます。

このため、自動車交通の課題となっている、排ガスによる大気汚染、騒音・振動、さらにはガソリン・軽油等の消費や、それに伴う二酸化炭素の排出といった環境への負荷を最小化する努力を続けなければなりません。

自動車交通による環境負荷の低減に向けては、交通量に応じた適切な道路、交差点、駐車場などの自動車交通環境が総合的に整備される必要があります。また、それらの継続的な維持のためには、延命化などによる負担の軽減を図ることが重要になります。

また、同様に環境性能の高い自動車の普及と、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）の浸透が必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、交通量に応じた自動車交通環境を整備するとともに、環境に配慮した自動車利用を行うことにより、「良好な自動車交通の推進」を図ります。

市民の取組

- 自動車、バイクの暴走行為は行いません。
- エコドライブの実践に努めます。
 - ・緩やかな加速・減速など環境に配慮した運転に心がけます。
 - ・地図、ナビゲーションシステムを活用し、走行距離の最短化に努めます。
 - ・渋滞情報の活用により渋滞の回避に努めます。
 - ・渋滞の原因とならないよう駐停車の場所を考慮します。
- 自家用車やタイヤなどの購入にあたっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。

事業者の取組

- 事業活動におけるエコドライブの徹底を図ります。
- 従業員の通勤等におけるエコドライブの促進を図ります。
- 自動車やタイヤなどの購入にあたっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。
- 適切な位置に駐車場を確保するよう努めます。
- 顧客等が道に迷わないよう事業場の案内に配慮します。
- 自動車利用による環境への負荷の低減に資する製品の開発、製造、販売に努めます。

市の取組

- 将来の交通体系を見据え、都市計画道路網の見直しなどを行うとともに、主要な道路の整備を進めます。
- 道路新設改良、道台改良、側溝改良などにより、道路の交通環境を確保します。
- 交通量の多い市道交差点について、改良を行います。
- 道路橋りょうの維持・管理を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定するなど、費用の縮減を図ります。
- 公共性の高い私道の舗装、改良工事の促進を図ります。
- 中心市街地における円滑な道路交通の確保を図るため、駐車需要に応じ、市営駐車場を管理運営します。
- 「防府市都市サイン基本計画」に基づく誘導標識を整備するなど、自動車旅行者に分かりやすい道路環境を整備します。
- 各種キャンペーン、イベント等の実施によりエコドライブの周知を図ります。
- 通勤・事業活動等でのエコドライブの実践を促進します。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
市中心部や周辺都市へ快適にアクセスできる幹線道路網が整っている	50% (H22)	57%	70%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている	市民意識度	80% (H23)	84%	90%
自動車、タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している	市民意識度	66% (H23)	65%	80%
従業者にエコドライブの実践を促している	事業者意識度	61% (H23)	59%	75%
都市計画道路の整備進捗率	市事業成果	52% (H22)	53%	56%
市道の改良率	市事業成果	69% (H22)	72%	74%

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○広域交通ネットワークの整備、○生活交通の充実

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (3) みんなに優しい交通環境をつくります

多様な交通手段の確保

現状と課題

本市における日常の生活・事業活動では、利便性の高い自家用車の利用が多くなっていますが、自家用車への過度な依存は、交通による環境への負荷を高めることとなります。

平坦な土地が多く比較的温暖的な気候である本市にあっては、自家用車の利用だけでなく、移動先、用途に合わせて徒歩又は自転車を利用を選択することが、環境への負荷の低減のほか、心身の健康のためにも有効です。

また、自家用車に比べ環境への負荷が少ないバス、鉄道などの公共交通機関についても、高齢化などの影響により、自家用車の運転が困難な人が増えていくことが予想されることも併せ、その維持・確保を前提とした活性化を進める必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自家用車だけに依存することなく、徒歩、自転車、公共交通機関の利用などを柔軟に選択するとともに、それらを選択しやすい交通環境を整備することにより、「多様な交通手段の確保」を図ります。

市民の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- ウォーキング、サイクリングなどを通じて、日頃から徒歩、自転車利用を身近なものとして親しむよう努めます。
- まち歩き、サイクリング大会、路線バス啓発などのイベントに積極的に参加し、自家用車以外の移動手段にも関心を向けます。
- 歩道・自転車歩道及び公共交通機関は、ルールを守るとともに、ゆずりあいの心を持って利用します。
- 自転車を利用する際は、駐輪マナーを守ります。

事業者の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- 事業場に駐輪場を設置するよう努めます。
- 徒歩、自転車利用のきっかけとなる、魅力的なウォーキンググッズ及び自転車の開発、製造、販売に努めます。

○利便性が高く、利用したくなる公共交通サービスを展開します。

市の取組

- 計画的な歩道の新設・整備と学校周辺歩道部におけるカラー舗装を推進します。
- 観光者による公共交通利用や、まち歩きのため、道路、観光ルート等を整備します。
- 自転車道と観光資源等の連携により観光施策を推進する「サイクルツアー推進事業」の一環として自転車歩道の整備を図ります。
- 中心市街地及び防府駅へのアクセスにおける自転車利用者のため、市営駐輪場を管理運営するとともに、駐輪禁止区域における放置自転車の撤去を行います。
- 「山口防府バイコロジー運動をすすめる会」と連携し、各種イベント、自転車の無料安全点検などを通じた自転車利用の促進を図ります。
- 「防府市生活交通活性化推進協議会」を中心として、路線バスの活性化や新たな交通サービスの導入に取り組みます。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26年度)	確認年度 (H32年度)
安全に通行できる生活道路が整備されている	43% (H22)	51%	65%
通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている	27% (H22)	38%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
近くへの買い物などは、徒歩や自転車で行くようにしている	市民意識度	47% (H23)	43%	60%
従業者に徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促している	事業者意識度	21% (H23)	23%	35%
路線バス（市内で完結する系統）利用者数（年間）	市事業成果	386,000人 (H22)	341,000人	330,000人 <small>※第四次総合計画における目標値</small>

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○観光の振興、○生活交通の充実

関係計画

- 第二次防府市生活交通活性化計画

Ⅲ みんなで考えみんなが築くまちづくり

(1) 環境教育・環境学習を広げます

環境教育・環境学習の浸透

現状と課題

現在の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が大きく影響しており、また、その検証は、科学的な根拠をもって行われていますが、生活様式・事業活動の多様化に伴い、画一的な取組による環境保全活動の推進は、効率的とは言えなくなっています。

このため、環境の保全にあたっては、それぞれが環境の保全について積極的に学習し、環境問題への理解を深めることで、それぞれの生活・事業活動に合った取組を進めていくことが重要です。

また、ビオトープの管理・観察や、工場見学など、原体験を通じた教育が求められているほか、環境意識の高揚、生涯学習への機運の高まり、高度情報化の進展などを背景に、より多様な学習機会が求められていることから、さまざまな主体による環境教育・環境学習の場づくりが必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、環境の保全について積極的に学ぶとともに、多様な主体、題材、場所による環境教育・環境学習の機会を数多く設けることにより、「環境教育・環境学習の浸透」を図ります。

市民の取組

- メディアの視聴にあたっては、環境の保全をテーマとしたものを積極的に選択します。
- 関心を持った環境問題については、書籍、インターネットのほか関係機関の活用により、理解を深めます。
- 環境教育・学習イベントには積極的に参加します。
- 地域、職場などの身近な集まりの中で、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』を活用するなど、環境教育・学習の場を積極的に設けます。
- 知識と経験をいかし、環境教育・学習の場を積極的に開くとともに、『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』への登録など環境教育・学習の取組への協力に努めます。

事業者の取組

- 事業所内における環境学習や、地域などで行われる環境教育・学習への参加を積極的に進めます。
- 専門的な知識と技術又は自らの製品・商品をいかした環境教育・学習の場の創出に努めます。
- 事業場の見学など、環境教育・学習の取組への協力に努めます。

- 環境教育・学習の資材となる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 事業所での環境保全対策について、周辺住民と情報を共有するとともに、対話に努めます。

市の取組

- 「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を通じ、環境学習の機会を提供します。
- 民間事業者、民間団体、教育機関等の連携を促進し、環境教育の機会を創出します。
- 環境教育資材を作成するとともに、市内小・中学校との連携を図り、環境教育の充実に努めます。
- 冊子、ステッカーなどの資材の作成と配布、各種イベントの開催などにより環境教育・学習のきっかけづくりを行います。
- 要望ごとに環境教育・学習の資料を作成するなど、環境教育・学習を行う団体等に対して、きめ細かい支援を行います。
- 防府市クリーンセンターの啓発施設を活用することで、学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れるなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 「生涯学習ボランティア養成講座」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』などを通じ、さまざまな関係機関や関係団体による環境学習を促進します。
- 防府市青少年科学館（ソラール）の施設機能の充実に努めることによる、幼児から高齢者までを対象とした科学教育の推進を通じ、環境教育・学習機会の提供を図ります。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
環境教育・環境学習を受ける機会が充実している	14% (H23)	21%	35%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27年度)	確認年度 (H32年度)
環境教育・環境学習のイベント等に参加している	市民意識度	12% (H23)	13%	25%
事業所内での環境教育・環境学習を実施している	事業者意識度	33% (H23)	31%	45%
市による環境学習講座への参加者数（年間）	市事業成果	15人 (H22)	240人	300人
環境保全分野における『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』登録者数	市事業成果	12人・団体 (H22)	7人・団体	20人・団体

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

Ⅲ みんなで考えみんなが築くまちづくり (2) 自主的な取組と協働の輪を広げます

自主的な取組と協働の輪の拡大

現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けては、環境の保全と経済の発展がお互い良い影響を与えながら継続的に推進されることが不可欠です。そのためには、環境の保全に関する統一的な規制と義務的な経費負担の最小化に向け、各主体がそれぞれの現状に見合った環境保全活動を自主的に行うことが重要です。

また、これまで、行政が中心となって担ってきた公共をNPO、地域団体、企業、行政などの多様な主体が担う「新しい公共」の考えの下、環境の保全に向けた取組も、各主体が自己の決定と責任により進めていくことが求められています。

さらに、市民・事業者・市における共通の認識と公平な負担の下、環境の保全を進めるためには、具体的な取組での協働を通じて、各主体の相互理解を図ることも必要となります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、それぞれが自主的に活動するとともに、他者とのコミュニケーションを大事にすることにより、「自主的な取組と協働の輪を拡大」します。

市民の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。
- 地域、職場などの身近な集まりでのコミュニケーションを大切にします。
- 多様なコミュニティに積極的に関わり、お互いの価値観の理解を深めます。
- 環境の保全に向けた取組の輪に参加するとともに、活動に必要な資金等の調達と提供に努めます。

事業者の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。また、取組を進めるにあたっては、地域、行政等との協働に努めます。
- 地域の市民とのコミュニケーションを大切にし、お互いの価値観の理解を深めます。

市の取組

- 「防府市市民活動支援センター」の充実や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の趣旨に沿った自主的・主体的な市民活動を推進します。
- 複雑多様化した地域の課題に対し、地域が主体的に行動することができる「新たな地域コミュニティ組織」の構築と支援を進めます。
- 地域ぐるみによる一斉清掃により、排出された廃棄物を自ら搬入する自治会等への助成や排出された汚泥等の回収を行うとともに自主的な資源ごみの回収活動を行う住民団体及びその協力事業所への助成を行い、清掃活動や資源ごみの回収活動を通じた地域の環境に関する活動を促進します。
- 「環境保全協定」の締結とその運用により、事業所における自主的な環境保全活動を促進します。
- 環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- 地球温暖化対策、特に二酸化炭素排出量の削減に向けた各種キャンペーンを中心に、環境保全活動のきっかけづくりを行います。
- 啓発看板の作成、無料配布を行うなど、市民、事業者による環境意識に関する啓発活動を促進します。

満足度指標

指標名	基準年度	現状 (H26 年度)	確認年度 (H32 年度)
地域での清掃などの環境美化活動が進められている	67% (H22)	76%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	基準年度	現状 (H27 年度)	確認年度 (H32 年度)
地域の環境美化活動などに参加している	市民意識度	45% (H23)	38%	55%
地域、NPO、行政等と協働した環境保全活動を行っている	事業者意識度	18% (H23)	20%	30%
環境保全分野における防府市市民活動支援センターへの市民活動団体の登録数	市事業成果	7 団体 (H22)	9 団体	12 団体
環境保全協定締結率	市事業成果	100% (H22)	100%	100%
CO ₂ 削減運動取組事業所数	市事業成果	91 事業所 (H22)	154 事業所	160 事業所

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進